

平成 28 年 9 月 12 日（月曜日）

平成 27 年度決算審査特別委員会会議録

（第 2 日目）

平成27年度決算審査特別委員会会議録第2号

平成28年9月12日（月曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君

保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 修 一 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長 補 佐	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
綜 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	阿 部 修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	大 森 隆 市 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 明 広 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長	佐久間 三津也 君
---------	-----------

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

総務係 長
兼 議事調査係 長

畠山 貴博

午前9時59分 開会

○委員長（山内昇一君） おはようございます。

ただいまより決算審査に入るわけでございますが、それに先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

先日の台風一過のもと、秋晴れも見えましたが、きょうは曇りでございます。本町はただいま復興途上でございまして、今後の気象状況も気になるところでございます。

平成27年度南三陸町歳入歳出決算審査特別委員会開会となるわけでございますが、各委員の皆様、そして執行部の皆様には、今月6日から定例議会ということで大変お疲れのことと思います。しかし、これからまた委員会ということで、大変長丁場になると思いますが、今委員会におきまして活発なるご審議と慎重なるご審議、さらにまたスピード感を持ったご審議のほど、特段のご配慮、ご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

復興市街地整備課長が欠席し、課長補佐が着席しております。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆様特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思っております。

なお、質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることといたします。

それでは、認定第1号平成27年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、平成27年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） おはようございます。

私からは、平成27年度の一般会計歳入歳出決算のうち歳入について説明をさせていただきます。

なお、歳出につきましては、各担当課長より説明することといたします。

まず一般会計の決算総額を申し上げますけれども、決算書の195ページをご参照願います。

歳入総額が592億7,489万6,991円、歳出総額が542億1,290万8,933円、歳入歳出差し引き額は50億6,198万8,058円となりました。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源が、繰り越し明許分で23億7,437万7,040円、事故繰り越し分で9億7,576万7,160円、合わせて33億5,014万4,200円となっておりまして、実質収支は17億1,184万3,858円の黒字決算となりました。そのうち9億円を決算処分として財政調整基金に積み立てましたので、残りの8億1,184万3,858円が28年度への繰越金となります。

それでは、歳入の説明に入らせていただきますが、昨年度との比較という形を基本として申し上げますので、よろしく願いいたします。

決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

1款町税でございますが、11億8,411万2,968円の決算額となっておりまして、昨年度比較で8.0%の増となっております。歳入総額に対する町税の構成比は2%となっております。

税目別に昨年度との比較を申し上げますと、町民税が9.3%の増、固定資産税が8.5%の増、軽自動車税が1.0%の増、たばこ税は4.1%の増、入湯税は4.2%の減となっております。

また、不納欠損額につきましては40万8,382円ということで、昨年度と比較をしますと26万6,782円の増となっております。

収入未済額につきましては835万2,277円で、昨年度より112万1,674円の増となっております。

なお、町税の収納率ですが、13ページ、14ページをお開き願います。

備考欄に平成27年度の収納率を記載しておりますが、参考までに平成26年度の収納率を申し上げますと、個人町民税の現年課税分が99.7%、滞納繰り越し分が72.04%、法人町民税の現年課税分は100%、固定資産税の現年課税分が99.87%、滞納繰り越し分が59.93%、軽自動車税の現年課税分が99.78%、滞納繰り越し分が69.78%、たばこ税と入湯税はいずれも100%となっており、高い収納率を確保してございます。

1ページ、2ページ目にお戻りください。

次に、2款地方譲与税ですが、6,866万6,000円の決算額で昨年度対比4.4%の増となっております。地方揮発油譲与税が5.9%の増、自動車重量譲与税が3.8%の増となっております。

歳入の構成比は0.1%となっております。

3款利子割交付金ですが、115万5,000円の決算額で、昨年度対比16.8%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%となります。

4款配当割交付金ですが、270万5,000円の決算額で、昨年度対比18.7%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

5款株式等譲渡所得割交付金ですが、284万6,000円の決算額で、昨年度対比57.2%の増となっております。歳入の構成比はゼロ%です。

6款地方消費税交付金ですが、3億371万4,000円の決算額で、昨年度対比63.3%の増となっております。歳入の構成比は0.5%となります。

7款自動車取得税交付金ですが、1,670万9,000円の決算額で、昨年度対比34.5%の増となっております。歳入の構成比はゼロ%となります。

8款地方特例交付金ですが、225万4,000円の決算額で、昨年度対比112.2%の増となっております。歳入の構成比はゼロ%となります。

9款地方交付税ですが、110億7,035万3,000円の決算額で、昨年度対比24.3%の増、金額で21億6,762万7,000円の増となっております。内訳ですが、普通交付税は6,938万円の減となっております。特別交付税は3,063万5,000円の増、震災復興特別交付税が22億637万2,000円の増となっております。9款の歳入構成比は18.7%となります。

3ページ、4ページをお開き願います。

10款交通安全対策特別交付金ですが、107万7,000円の決算額で、昨年度対比20.6%の減となっております。歳入の構成比はゼロ%となります。

11款分担金及び負担金ですが、2,665万6,750円の決算額で、昨年度対比11.1%の増となっております。歳入の構成比はゼロ%となります。不納欠損額の62万8,300円は保育料を欠損処分としたものであります。収入未済額が127万7,800円ございますが、保育料と放課後児童クラブ利用料に係る未済額であります。

12款使用料及び手数料ですが、8,361万1,582円の決算額で、昨年度対比17.8%の増となっております。使用料が町営住宅使用料等の増によりまして54.4%の増、手数料が1.8%の増となっております。歳入の構成比は0.1%となります。収入未済額が1,710万7,261円ございますが、これは町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料、道路占用料などに係る未済額であります。

13款国庫支出金ですが、164億2,838万9,297円の決算額で、昨年度対比13.3%の増、金額で

19億2,544万7,000円ほどの増となっております。国庫負担金が186.4%、22億6,173万2,000円ほどの増、国庫補助金は2.5%、3億3,572万5,000円ほどの減、国庫委託金は8.1%、55万9,000円ほどの減となっております。収入未済額が40億9,989万3,000円ございますが、これはほとんど平成28年度への明許繰り越しあるいは事故繰り越しに係るものでございます。なお、13款の歳入の構成比は27.7%となります。

14款県支出金ですが、28億2,105万1,235円の決算額で、昨年度対比26.2%の減、金額で10億401万8,000円ほどの減となっております。県負担金で15.7%、1億7,867万2,000円ほどの減、県補助金で31.7%、8億2,763万4,000円ほどの減、委託金は2.8%、228万9,000円ほどの増となっております。収入未済額の2億2,112万1,400円は、国庫支出金と同様に、ほとんどが平成28年度への明許繰り越しあるいは事故繰り越しに係るものであります。なお、14款の歳入の構成比は4.8%となります。

15款財産収入ですが、3億1,153万233円の決算額で、昨年度対比18.4%の減、金額で7,046万1,000円ほどの減となっております。財産運用収入で33.3%、539万1,000円ほどの増となりましたが、財産売却収入では20.7%、7,585万2,000円ほどの減となっております。収入未済額が21万6,000円ございますが、これは土地の貸付収入に係るものでございます。なお、15款の歳入の構成比は0.5%となります。

16款寄附金ですが、6億9,207万8,364円の決算額で、昨年度対比229.8%の増、金額で4億8,219万9,000円ほどの増となっております。これは総合ケアセンター建設に係る台湾紅十字からの寄附金6億2,000万円の収入があったことによるものであります。歳入の構成比は1.2%となります。

17款繰入金ですが、190億5,953万1,633円の決算額で、昨年度対比9.0%の増、金額で15億6,610万7,588円の増となっております。復興事業の財源とする震災復興関連の基金からの繰入金が大半を占めております。17款の歳入の構成比は32.2%となります。

5ページ、6ページをお開きください。

18款繰越金ですが、平成26年度からの繰越金で49億3,548万3,745円の決算額となっております。昨年度対比45.6%の増となっております。歳入の構成比は8.3%となります。

19款諸収入ですが、3億8,537万2,184円の決算額で、昨年度対比8.7%の増、金額で3,089万4,000円ほどの増となっております。収入未済額が1,214万6,600円ございますが、これは災害援護資金貸付金、給食費などに係るものであります。なお、19款の歳入の構成比は0.7%となります。

最後に、20款町債ですが、18億7,760万円の決算額で、昨年度対比46.5%の増、金額で5億9,590万円の増となっております。収入未済額が8,500万円ございますが、これは全て平成28年度への明許繰り越しに係るものでございます。20款の歳入の構成比は3.2%となります。

以上で収入の合計が592億7,489万6,991円となりまして、昨年度と比較をしますと率で14.4%、金額で74億6,906万4,955円の増となりました。

以上、一般会計の歳入について申し上げます。

それから、決算の附表について若干ご説明申し上げたいと思います。

附表の1ページ、1. 公有財産(1)有価証券、株券ですけれども、種別に記載しております5つの会社、公社の株を所有しております。株数、額面価格には変更はありません。株価につきまして昨年度と比較をしますと、七十七銀行が282円のマイナス、じもとホールディングスが77円のマイナス、東北電力が86円のプラス、三菱マテリアルが86円のマイナスとなっております。

(2)出資による権利でございますが、平成27年度中に変更があったものを申し上げますと、表の上から9番目のふるさと市町村圏基金出資金ですが、昨年度より103万7,000円の減額となっております。さらに、その3つ下でございます株式会社南三陸まちづくり未来出資金、これが27年度の新規の出資となっております。

次に、2ページから5ページには各種基金の増減の内訳、年度末現在高等を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、4ページに記載の(16)被災市街地復興土地地区画整理事業基金は、平成27年度に新たに創設した基金でございます。

12ページから13ページには収入未済額の内訳を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で私からの細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。質疑は、款ごとに区切って行います。なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページ、14ページの質疑を行います。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 おはようございます。

歳入の入り口、玄関先でございます町税について、一つ質問させていただきます。

町税の推移につきましては、毎年申し上げておりますけれども、復興のバロメーターと、そしてまた今後継続されていく新しいまちづくりのための貴重な自主財源であります。現在のところは復興財源が多いものですから、占める割合は2%ということですが、通年ベースで申し上げますと大体十五、六%と、その程度になるものだろうと理解しておるところでございます。

そこで、るるお伺いしたいわけですが、1つには、町税全体の調定額、収入済額とも8%ほど伸びていると。収入額で言えば、附表の41ページにございますが、震災前の平成22年度に対しまして91.2%ほどまでに回復しているという現状にあるようでございます。

そこで、個別に見てみたいんですが、個人町民税、調定額で9%ほど伸びておるということでございます。平成25年度対平成26年度では33.4%という伸びでしたが、それが8%にとどまっておるといふ状況のようであります。伸び幅が縮んでおるといふ印象でございます。この状況を課長はどのように見ておるのか、給与所得が80%以上と思いますが、特に事業所得ですね、各事業所得がどのような推移というか、状況なのか、その辺。

なお、附表で見ますと均等割が件数で減っているんですが、税額がふえていると。したがって、課税合計額でも件数が減って税額がふえておるといふ状況のようでございます。総所得金額、合計所得金額ともに前年比で落ちているという状況の中で課税額が9%ほど伸びておると。どういう状況なのか、ちょっと分析状況をお知らせいただきたいと。

それから、2つ目に法人町民税でございますが、これも13.9%伸びておると。震災前、平成22年度をベースにいたしますと4,837万5,000円ですから、平成27年度の決算においてはそれの約2.5倍の数字になっておるといふことです。復興関連事業の影響ということとは理解しておるわけですが、課長はどのように見ておるのか。特に復興関連の分割法人と、特に町内企業の動向がどうなのか、その辺をお知らせください。

それから、ちょっと私わからなかったんですが、附表にあります震災減免、それから条例第51条減免とはどういうものか教えていただきたいと思っております。

それから、ちょっと気になりますが、収入未済、何件かわかりませんが、10万円というものが計上されています。この内容はどういうことなのか教えていただきたいと。

それから、3点目ですが、固定資産税、これも10.2%ほど伸びておるといふ結果になってございます。これも課長の立場でどのように見ているのか、どのように見ればよいのか、附表に数々数字ありますが、その辺ちょっと分析して教えてください。

それから、現在、震災による特例等によって軽減が相当なされておるといふ状況にあるかと

と思いますが、その軽減額というのは一体、件数、金額わかればその辺教えてください。

1回目、以上質問申し上げます。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

それでは、町税全般にわたるご質問ということで、順次お答えしていきたいと思えます。

まず個人町民税でございますけれども、委員ご指摘のとおり、震災前、22年度との比較では91%ほどに回復しているという状況でございますが、給与と事業所得等の伸びが影響しております、23年2月との人口比では現在の人口は77%という位置づけでございます、それらを割り引いても所得等の増加が影響しているものと見ているところでございます。

中身で均等割等の増加等ということでございまして、23年度から雑損控除に係る繰り越し控除が5年間継続されてきておるわけですが、そういったものがそろそろ終了の時期に来ているという部分もございまして、あとは譲渡所得の状況で、これは逆になるんですが、特別控除は受けられるものの、均等割だけは課税されてしまっているという状況、そういった部分で税額全体に影響を及ぼしているものと現在見ておるところでございます。

個人住民税に係る所得の状況でございますけれども、営業所得等につきましては課税所得で19億円と、昨年度とほぼ同水準となっております。給与所得等も115億円だったものが114億5,000万円と、ほぼ横ばい、26年から27年にかけてはそのような状況になっておりますが、繰り越し損失、控除額等が52億円から34億円に減少しているなど、こういった部分が総合的な課税額に影響しているものと分析をしているところでございます。

漏れていたらまた後ほどご指摘いただければと思えますが、それと法人町民税でございますが、現在、登録法人が381ということで、昨年より20事業所ほど伸びている状況でございます。そのうち単独法人は270、市外の分割法人が104ほどございまして、この市外分割法人の均等割の課税額等が大きく収入額に影響しているものと考えております。法人の運営状況でございますけれども、廃止・解散等も20件ほどありますし、設立・開設が20件を超えるというような部分で、動向としてはそのような形になっております。

資本金が10億円を超えて従業員が50人以下という1号から8号法人というのがあるんですが、当町で一番大きい号数というのは7号法人、10億円を超え、従業員数50人以下という法人がやはり大分大きくて、37事業所ほどございまして、これらの均等割額が41万円という大きい額になっておりますので、これらが法人町民税に与える影響があるんだと思えます。

それから、附表からの質問でございましたが、震災減免は昨年で終了しているんですが、決

算期のずれで1件だけ今年度、27年度に減免した事業者があるということでございます。それから51条減免は、町税条例上、これは公益的、公共的な事業に使っている部分ということです。NPO法人等を想定した減免かと思っております。3件で、ここ数年大きく異動はないという状況でございます。

法人町民税の10万円の未納でございますが、決算期と年度をまたいでということ、既に収納済みでございますが、そういった事情で若干一時的に発生したものということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、震災における減免等については、固定資産税のほうで継続しておりまして、家屋、償却資産等の特例がございます。まず条例減免で、浸水区域でまだ利用ができない土地の減免がございます。それから、これも個人ですが、被災した家屋の代替で建てた家屋については6年間の軽減等がございます。それから、やはり流失した償却資産の代替ということで、これらも4年間の軽減が受けられるということでございます。その他に法人向けとしては復興特区の課税免除や共同利用施設の免除等がございます。通常課税標準から計算して、今減額となっている総額としては1億2,500万円ほどと試算してございます。これらを合わせますと、ただ特殊事情があつて償却資産等が相当膨らんでいるという状況もございまして、一概に比較はできませんが、これらを加えた形で震災前の固定資産税額と比較すると、ほぼそれに匹敵するぐらいの税額というような一応総体的な見方をしているというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 詳細な説明で大体わかったんですが、雑損控除というのは制度上いつまで続くのか、大体終わっているんだろうと思うわけでございますが、その影響というのはどこまで伸びていくんだろうと。

それから、私、特に思うんですが、事業所得、いわゆる事業でも当町の売りでございます水産関係、水産といつてもいわゆる工場とか何かじゃなくて、漁業者の水揚げに対する所得というものがどういう動向をたどっておるのか、その辺1件確認してみたいと思っております。

それから、法人町民税ですが、課長、わかるんですが、復興関連でいわゆる分割法人、ゼネコン等の10億円を超えるという部分が37事業所あるという、その辺の形は想定するんですが、いわゆる町内企業の動向がどうなっておるのかということでございます。

それから、固定資産税、軽減が1億2,500万円ぐらいだと。大体震災前の規模に戻っておるということでございますが、年々高台移転とかそういうものが進んでおりますから、相当の

家屋の新築あるいは土地の取得というものが進んでおって、10%伸びておりますが、その辺は想定されますが、再度、どういう部分が一番伸びておるのか、その辺を確認したいと思えます。

それで、次でございますが、町税全体の収納率が平成24年度の91.19%から平成26年度の99.3%まで年次向上しておると。会計管理者は高い収納率という表現ですが、少し陰りは見えるものの、私から言えばまだ驚異的な数字、驚異的というか、相当な数字なんだろうという思いがします。そこでお伺いしますが、平成27年度は99.27%と、少し陰りが見えてきたような感じもいたします。なお、先ほど会計管理者が申しあげました税目別でもいずれも若干現年度滞納繰り越し分でも低下しておるといふ数字のようです。特に固定資産税、これの現年度分、これが収入未済で前年度と比較して3倍くらい、3倍弱の数字になっておると。この現象はどうなのか、どのように分析しているのかお聞かせください。

それから、昨年もお伺いしましたが、こういう高収納率、いわゆる被災県内自治体の中でどういう位置なのか、昨年はナンバーワンというお話でございます。27年決算でもそういう状況が続いておるのかどうか、依然トップなのかどうかお聞かせください。

それから、収納率がそういう状況下の中で、徴収体制というか、そういう現在の税務をつかさどる組織体制の中で徴収体制は十分なのか、その辺をお聞かせください。

それで、当然収入未済額も全体で835万2,000円と、15.5%ほどこれも上昇しておるといふ状況でございます。その状況下で現在の滞納処分の執行停止の件数と税額がいかほどになっておるのか。それからあわせて、差し押さえ等やっておるのか、もし押さえおるとすればどういふ状況にあるのか聞かせてください。

それから、これは言いたくないんですが、昨年もお指摘申し上げたんですが、各税目の調定額、これは前年度の滞納繰り越し分の未済額と現年度の歳入未済額、これをプラスしたものが数字になるということが原則的なんですが、ここ数年次見ておりますと足し算しても合わない。合わないのは、課長の昨年の答弁ではいわゆる還付とかその後に生じたいろんな要素があるんだという説明でございますが、そうであればやはり決算にはこれはあらわれない数字なんですよね。どこかで調定額が消えてしまうと、あるいはふえるケースもあるんでしょうけれども。そういうものは附表で、やはり決算ですから、明確にしておいたほうがよろしいのではないですかというご指摘申し上げておりましたが、その辺をどのように考えるか、以上お伺いします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは順次お答え申し上げます。

まず、雑損控除に係る繰り越し損失の申告につきましては、来年3月の申告で最終ということで、23年から適用して5年間ということになりますので、そのようになってございます。それらの影響がどのように出てくるかちょっと注意していかなくちゃいけないかなということで思っているところでございます。

それから、営業等所得ということで、先ほど申し上げさせていただきましたが、この部分、農業所得は区分されておるんですが、漁業所得、その他自営の所得等は1つの区分となつてございまして、大変申しわけありませんが、それを事細かに分析まで現段階では行っていない状況で、大きく水産業等が先ほど申し上げた金額に貢献しているのは間違いないと見てございます。ただ、25年度と比較すると若干ですが停滞ぎみな部分もございまして、あわせて今後課題として注意深くこの辺は見ていきたいと思つてございます。

町内企業の法人町民税ということでございましたが、例えば金融機関さん、JA、JFさんというのは分割法人等に含まれるわけで、市外分割、分割法人になるんですが、基本的に町内の、すいません、今手元にそれらの細かい資料までは持ってこなかったんですが、建設関係を含めてこれは法人税割の額が伸びてございますので、町内企業も順調に推移しているものと推測しているところでございます。すいません、はっきり申し上げられません。

ただ、どうしても圧倒的に均等割額の上昇がことしの増加分のほとんどを占めているという状況には変わりはありません。

あと、町内の事業者さんでも事業を再開したという部分で新たに加わってきている部分もあるということでございます。つけ加えさせていただきます。

それから、固定資産税の伸びでございますが、土地家屋償却資産で申し上げますと、震災前と比べると償却資産が200%を超えるような状況になっているということで、これらが税額全体を押し上げているということでございます。土地自体は、土地の課税額としては全体としては43%までしか実質課税額分としては回復していないという部分で、市街地、中心部の買い上げ等で公共用地がふえているという状況もございまして、土地の回復にはいましばらく時間がかかるのかと。家屋につきましては順調に税額を戻してございます。2億4,000万円ということで、震災前は3億8,000万円ということで、相当家屋のほうは戻ってきている。償却資産は8,000万円ほどしかなかったものが現在2億円を超えているという状況でございますので、そのような状況が見てとれるということでございます。

それで、収納率の状況でございますが、委員ご指摘のとおり、若干昨年を下回るような徴収

率となっております。その状況ということでございますが、全体としては調定額自体が8,000万円ほど課税額としてふえているという状況で、そういった中で各家庭における税負担額が大きくなっているということも未納額の増加につながっているのかと、総体的にはそのような見方をしてございます。

徴収体制等につきましては、集中的に24、25年度の体制等とはとれませんが、係長を中心に粘り強く徴収に当たっているということでございます。

それから、収入実績でございますけれども、町民税全体としては99.3%ということで、県内一ではないですけれども、上から2番目、収入率としてはそのような位置づけでございます。

それから、滞納処分の状況でございますが、現在も差し押さえ等のご理解いただけない納税者の方々には実行している状況でございます。延べ件数ではございますが、債権としては年金や給与等を差し押さえてございます。件数、実際滞納処分を行った人数は、実人数で39名でございます。27年度実績でございます。それから、執行停止等も順次行っておりますが、昨年度、停止後欠損した件数が5件ということで、国保税も含めてですが、5件ということになってございます。

それから、最後のご質問でした。すいません、抜けていたら大変申しわけございませんが。

附表の11ページにおける町税収納状況調書の調定額の前年度との差異でございますが、27年度につきましては、1番の町民税と3番の固定資産税に差がございました。町民税では1万2,712円が逆に調定額がふえてしまいました。これらは町県民税として徴収する税でございますが、案分の率がございまして、その率によって若干差が出てしまったということで、1万2,712円ほどの差額となっております。固定資産税は逆に69万9,900円の減ということになってございまして、これらは過去にさかのぼって課税取り消しになった金額を差し引いたということでございまして、ご理解をいただければと思います。以上です。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 るるご説明ありがとうございます。

雑損控除は28年度で終了ということで、これからはその影響はなくなるんだろうと理解しました。

それから、事業所得、特に漁業等の分はわからないのかと。当然わかんないわけですよね、総体の中でやりますから、いわゆる町では所得の多寡でやる部分もあるんでしょうから。ただ、課長、今後いわゆる創造的な復興をなし遂げるためには、各産業分野の所得がどうい

流れなのかとか、そういう分析は町民税務課しかできませんから、そういう一つの研究というか、工夫も必要なんだろうと、そういう思いを感じました。

それから、法人町民税、これも町内企業、課長の話ですと建設関係が伸びておると、これはいわゆるゼネコンを含めた町外の分割法人、これがほとんどでしょうから。私申し上げたいのは、町内の法人の動向がどうなっておるのか。均等割がほとんどだというお話でございますが、全体として、震災バブルでもないですけれども、どういう状況になっておるのか、その辺もやはり分析しておいたほうがいいたらと思うしております。

それから、固定資産税ですが、これは大体わかりました。償却資産が8,000万円から2億円になっておるとい状況のようですが、償却資産、どのような償却資産というか、伸びておるのか、その辺だけもう一回。

それから、収納率関係でございますが、私が懸念するのは固定資産税なんですね。先ほど申し上げましたが、固定資産税が昨年度の50何がしから相当伸びております。どういう状況での滞納なのか、未済なのか、その辺、もしわかっておりましたら教えてください。

それから、調定額の異動でございますが、町民税につきましてはもちろん県民税との案分でございますから、これは理解しております。ただ、その他、それも含めてですけれども、やはり調定額、頭が変わるわけですから、課長が先ほど説明しました11ページ、何か附表に工夫をしてそういう部分を1項加えたら、なおわかりやすいような決算状況になるのではなからうかと思っております。

以上、質問申し上げましたが、くどくど申し上げましたが、毎年私は申し上げておりますけれども、我が町が創造的な復興をなし遂げるためには重要な財源でございます。特に収納率、収入未済がちょこっとではございますが増嵩傾向にあると。したがって、私も経験者ですから、その辺を非常に心配するわけでございます。ですから体制は十分かということもお伺いしました。ちょこっと油断をしますとどんどん累積していくのがいわゆる未収税額でございますので、その辺に目を配りながら今後も適正な課税客体の把握に努めまして、公正公平な税務をつかさどっていただきたいなという思いでございます。

以上で終わります。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。答弁は休憩後にしたいと思います。

暫時休憩をします。再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは再開いたします。

佐藤宣明委員に対する答弁が保留されておりますので、答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、最後のご質問3点ほどあったかと思いますが、それについて回答させていただきます。

その前に、1点、先ほど滞納整理の関係で執行停止の部分の件数の報告漏れがございました。執行停止、現在有効な停止を行っているのは、低所得者で資力の回復が見込めないというケースで実際4件ということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、各産業分野の分析ということで、大変申しわけありません、今後一つ大きい課題としてまいりたいと思います。昨年度も、町全体にどれだけ補助金が入って、どうなんだというご質問をいただいております、なかなか補助金等総体的に捉えるのが産業振興課から聞いてもなかなか難しいという部分もございますが、今後ともその辺につきましては適正な課税をする上でその辺の分析等に努めてまいりたいと思います。

それで、先ほど法人町民税で町内の事業者がどのような状況なんだという部分もありまして、明確なお答えができませんでしたが、やはり法人税を納めていて、法人税割を納付している町内の企業の業種としては圧倒的に建設土木ということでございまして、あと若干法人化している水産関係業という状況になっているということでございます。

それから、収入未済額で固定資産税が徐々にふえているんじゃないかという面でございますが、後ほど特別会計でもあれするんですが、国保税や固定資産税の未納額がふえてきております。今まで繰り越し損失等の適用を受けていたものが外れてしまったとかということで、所得がふえていると、これらは町民税や国保税に与える影響ということになります。固定資産税の部分が課税免除だったもの、条例減免等を浸水区域には行っているわけですが、それらで総体的な課税件数がふえてきているというのもその一つの要因になっているのかなと思っております。

それから、最後の質問でございますが、11ページの収納状況調書につきましては、昨年度も同じようなご指摘をいただいているところですが、もう少し中身がわかるように工夫できないか今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 質疑はございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。

ただいま前者からいろいろと質問があり、そのご答弁で大分わかりましたけれども、私から

は何点かもう少しお伺いさせていただきたいと思います。

まずもって、この町税に対しましては、昨年同様、高い徴収率を推移いたしまして、ご努力の跡が見られます。この辺に対しては敬意を表すものでございます。

若干伸びなかった、前者が申し上げた部分もありますけれども、総体的には99%、いろいろと努力の跡が見られます。

まずもって、私は、町民税の中より、100万円未満の所得の方がこの町で何パーセントぐらいいるのか、その辺と、それから決算附表の中より、保育料未納の不納欠損が出ております。これは震災前の額から平成24年度までということで62万8,300万円の不納欠損額が出ておりますけれども、多分これは24年も入っているんで、それ以前の額……。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員、今は町税に関する質疑ですので。

○及川幸子委員 すいません。じゃページ数を。18ページの分担金……。

○委員長（山内昇一君） まだそこまで行ってませんので。質疑お願いします。

○及川幸子委員 失礼しました。町税の分ですね。

100万円未満の所得者が何人いるのか、その辺と、それから固定資産税の滞納繰り越しの分の不納欠損額30万1,900円出ております。これは震災前の額だと思うんですけども、これで全部なのか、全てなのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、所得の状況ということで、所得ということで、うちのほうで課税の基準となる所得を町民税の計算の際に求めるわけでございますけれども、それで申し上げますと、ゼロから100万円までということで、27年度では1万2,150人という数字になってございます。申告者全体の85%ということになります。

それから、固定資産税の不納欠損でございますが、過年度の滞納繰り越し分の不納欠損でございますまして、今後とも納税者の状況によっては、執行停止している案件もございますので、不納欠損は出てくるということが想定されております。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 100万円未満の方が去年で85%、これは低所得者の人が多いと言わざるを得ない数字となりましたけれども、単純に言いましてですよ。それから、これをどのように引き上げていくか、大変なことですけども、その辺、やはり先ほど前者が言ったように、産業別での分析、それも必要なのかなと思われまして、各分野ですので、その辺にも努力させていただきたいと思います。何らかの方法で、申告時期とかいろんな工夫をして、それがわか

るような分析の仕方をぜひぜひお願いしたいと思います。

それから、固定資産税の不納欠損については、これは過年度分ですから、その前の分を不納欠損でおろせば、あとは現年の分だけになっていくかと思われるんですけども、そういう考えでよろしいでしょうか。何人ぐらい、残っている方たち、課長のただいまの答弁の中でほどの程度残るような推移でしょうか。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） こと固定資産税で申し上げますと、もちろん現年度で滞納があって来年度になれば滞納繰り越しということで、その中で継続的に徴収を進めていくわけですが、現在の固定資産税で未済額が400万円ほど、今年度ですね、27年度で150万円、それ以前が300万円ほどございますので、それで徴収を継続していった中で相続人がいなくなってしまう案件とか資力の関係でどうしても納付できないという物件が出てくれば不納欠損、時効を迎えた部分等については不納欠損をせざるを得ないということでございます。具体的に現在その件数を押さえているということではないということでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 保留している人たちの相談件数が幾らあるかということとは出てこないということですね。毎年の繰り越しの分が滞繰りとなり残っていくという解釈でよろしいですね。今の分、この不納欠損をおろした後の考えとしては、そういう考え、認識でよろしいでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） そのようになろうかと思えます。引き続き納税相談等を通じて納付に結びつけたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 前二者と重なるかもしれませんが、確認の意味で。

先ほど会計責任者から、収納率、高い収納率だという説明を受けました。確かに現年課税分では高いんですね。しかし、町民税、固定資産税、それから軽自動車税における滞納繰り越し分の収納率は3部門とも26年度から下回っているわけですよ。26年度町民税については72%の収納率だったのが27年度には62%ということで、固定資産税についても59.9%だったのが11.5%ということですが、自動車税についてもそうなんですが、収納率の低い要因というのはどのように受けとめているのか、その辺あたりまずもって説明願います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） さきの委員にもお答えしたところでございますが、徴収体制ということで、24年、25年度集中的に震災に絡めて徴収を一生懸命担当職員が頑張ったと。その当時、1億5,000万円の未納があったものを現在の金額まで縮減してきていると。残った案件については、滞納繰り越し分の案件でございますが、なかなか難しい案件等がございます。例えば固定資産税で言いますと、相続人がいなくなってしまうと、納税義務者を確定できない案件とか、継続的にそういった案件については納税義務者、相続人を探す等の業務も通常業務の中で行っておりますが、そういった形である程度納税相談等、処分等を通じて徴収できる案件については相当数、26年度にかけて頑張ったということでございますが、なかなかやはりそのスピードが鈍化してきているというのは事実でございます。徴収体制云々よりも、職員は一生懸命収納には頑張っているんですが、現在そういったところに差しかかっているということで、今後震災からの復興で世帯当たりの課税額も上昇してくるんじゃないかということも考えております。そうなってくると総体的に徐々にではありますが入収入未済額のほうも増加経過傾向になってくるのかなということは思っているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 今、答弁いただいたんですが、一生懸命頑張ってこれまで減らしたという経緯は理解しているんです。ご苦労さんだったなという思いもあります。

それで、年々、何といいますか、残る分といいますか、徴収が不納になった分、これは大変難しい条件といいますか、状況の案件だけなのかなという捉え方もしているんです。去年の分で未済が800万円ちょっとぐらいあるんですが、その中で新しいものもあるんですが、繰り越し分として、今何回も言葉に出ました欠損処分ですか、処分に該当というところちょっと気が早いんですが、28年度あたりにそういう処理をしなければならないような、そのような類するものは幾らぐらい、何割ぐらいに想定しているか、その辺あたりお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 今後のことは、いろいろ財産調査だったり納税相談の中でその経済、家計の状況だったりを調査していく中でふえていく可能性はあるんですが、現在有効な執行停止、生活が窮迫していたり所在地や財産がない、または不明だというケース、先ほど申し上げましたが、4人ほどございまして、これらは地方税法上3年経過すると時効を迎えるということで、こういった部分の金額は欠損に落ちていくという状況でございます。

また、3年待たずに資力の回復が認められないというケースが出てきた場合、即時欠損とい

う方法もございますが、そういった部分でも欠損額が増加するという事は考え得ると思っております。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 今の説明は前にも聞いたからわかっているんです。ただ、何割ぐらいかというのを今、人数的でもその割合でもいいし、それから金額的な割合でもいいから、その辺を今聞きたかったんですが、いかがですか、できますか。できなければいいですよ。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現在執行停止しているのは、800万円に対して現在10万円ほどということでございます。滞納額800万円に対してです。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 法人税についてなんですけれども、先ほど説明の中で廃業あるいは解散する事業所が20カ所、それから新規の事業所が20カ所という説明がありましたけれども、この解散・廃業する事業所の特徴あるいは業種、それから新規に始まる事業所の業種とか、あと規模別な特徴というのがありましたらお知らせください。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 先ほど申しあげました法人町民税の設立もあるが解散・廃止もあるという部分でございまして、廃止等の主な理由は、支店等を廃止した、例えば分割法人が事業所を引き上げた、これらも廃止に含まれてまして、27年度は14件ほどでございます。建設関係もあれば若干そうでない事業所もあるようなんですが、ちょっと業種まではなかなか読み解けない部分がありますが、圧倒的に建設会社が多いようでございます。

それから、解散等は、ずっと震災の影響でこの解散を留保していた町内の事業所さんとかがいよいよ再開の見込みがないということで廃止する場合だったり、あとは全く会社自体を廃止するという場合、そういった場合が該当するんですが、7件ほどということで、業種は多岐にわたっているようでございます。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 規模別についての資料というのは、今でなくてもよろしいので、もしありましたらお知らせください。規模別です。法人の規模別、大きいところ、小さいところという感じなんですけれども。

それと、建設関係の支店とかが廃止に、仕事が少なくなっているからでしょうけれども、今後、一部、今、特に大工さんたちの仕事が少し減ってきたというお話もありますけれども、

その辺の状況をお知らせください。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 規模別には調査してございません。申しわけございません。

それから、大工さんの場合と言いましたが、法人化している部分ですと把握ができるかもしれませんが、個人営の場合ですと個人の申告ということになるので、その状況については残念ながら把握し切れてございません。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私、固定資産税とたばこ税について伺いたいと思います。

土地の課税に対しては43%ぐらいまで回復したという先ほど答弁ありました。家屋に関しては、震災前は3億8,000万円ぐらいから現在2億4,000万円ぐらいまで持ち直してきたという説明がありました。そこで、私が全然関係なく伺いたいのは、今、団地にいっぱい住宅の完成、引っ越しこれからする上で、土地を購入した場合の固定資産税と土地を借りて建てた場合の地代収入というんですか、そういったやつが町にとってどっちが収入が多くなるのか、地代も固定資産税相当ということで言われていますけれども、その確認と、今いっぱい建っている住宅に関して、固定資産の評価というか、調査、査定、どの時点で評価されるのか。そして、今いっぱい建っているのも、多分課税班は大丈夫だと思うんですけれども、担当職員は十分間に合うような配置なのか、簡単にマニュアル等で評価できるのかも伺いたいと思います。

あと、たばこ税に関してなんですけれども、以前は1億円ぐらいということだったんですが、大分伸びてきたみたいなんです。これは多分復興関係のコンビニ等で利用の分だと思われるんですが、当局としては町内での喫煙者の割合の動向をどのように分析しているか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 3点ほどのご質問かと思います。

固定資産税につきまして、土地の税金の計算の方法としては、土地の価格を出してそれに1.4%を掛けるということでございますが、新築家屋の場合ですと小規模住宅の軽減というのがございまして、そもそもその課税標準額が一定の面積まで6分の1で計算するというルールもございまして、それから、使用される分の価格につきましては、担当課ではございませんが、固定資産税額相当ということであれば今の計算は多分入らない設定になるのかなということでございまして、ただ一番最初に取得価格ありきでございまして、最終的にどっちがど

うのというのは、やはりその説明を聞いた所有者、取得する方のご判断ということになるかとは思いますが。

それで、家屋の評価でございますが、評価基準というのが全国一律に定められておまして、家屋の評価担当は現在4名、4名で毎日現場に出かけているということで、その調査のタイミングとしては、登記所の登記の情報だったりその他建築確認の状況だったり、本人からの申し出だったりということで把握するツールが何個かありまして、そういった中で入居直後ぐらいに調査できるような体制を現在しているということでございます。

それから、たばこ税でございますが、委員ご指摘のとおりでございますが、復興特需といえますか、昼間人口が相当ふえているということがございまして、コンビニとたばこ店での消費するたばこの量が増加傾向にあるというのは数値が示すとおりでございますが、町内の喫煙率につきましては私のほうでは把握してございません。申しわけございません。

○委員長（山内昇一君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 固定資産税の土地を購入した場合と借地ということで借りた場合のいわゆる個人の負担の考え方なんですけれども、どちらが得かということじゃなかったですか。先ほど町民税務課長から説明がありましたように、まず土地を購入した場合は評価額に対して0.7を掛けて課税標準額を出すわけなんですけれども、それに標準税率の1.4%を掛けているわけなんです。これのやり方というのは、土地を借りた場合の借地料と全く同じ考え方なので、これだけを見ますと何も変わらないと。ただし、土地を購入された方につきましては、その後おうちを建てられますので、家を新築することによって翌年度から一般住宅用地と小規模住宅用地の軽減が固定資産税の税額計算するときに入ってきますので、借りた時よりも土地だけで比較しましたら土地を購入したほうが税の負担は軽くなるんじゃないかと考えております。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の説明で大体わかったんですけども、そこで1点、再度伺いたいのは、先ほど課長、家屋の評価に関しては全国一律、標準で評価しているということなんですけれども、そこで伺いたいのは、例えばほかの近隣の自治体と比較して土地家屋に対する当町での固定資産の税率はどうなのか、新築した場合は6年ですか、7年、軽減措置があるわけなんですけれども、もしおわかりでしたら近隣との比較というか、そこを伺いたいと思います。

あともう1点は、現段階での土地の買い取りと貸し付けの割合は、いろいろ変動あるでしょうけれども、大体でよろしいですので、どれぐらいの割合になっているのか伺いたいと思

ます。

あと固定資産税と地代収入に関しては、説明わかりましたけれども、将来的に町にとっては得というか、有利というか、何というんですか、今後の財政運営を考えた場合にどちらが理想的なのか、もし考えられるようでしたら伺いたいと思います。

あと、たばこ税に関しては、分析していないということですが、今後何年かして復興の特需も終わった場合にどれぐらいになるか、そういう大切な税収の見積もり分を検討していく必要があると思うんですが、再度その件に関して伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私は税率とたばこ税についてお答えさせていただきますけれども、固定資産税の税率は標準税率で1.4%、これはほぼこの自治体でも同じ税率ということでございます。家屋に当たっては評価も一律、同じ材質のものを使っていれば同じ金額が出てくるという形になってございますので、その差はないと。ただ、土地については公示価格等の差異がございますので、それに連動して固定資産税額も変わってくるという内容でございます。

それから、たばこ税につきましては、増額の要因、背景に税率のアップというのが、一時、25年でしたか、県たばこ税から市町村たばこ税に税額が移行した部分でふえている要因がまず1つありまして、あとことし4月からまた旧3級たばこという種類のたばこの税率が今後数年をかけてそれ以外の一般の税率に徐々に上がっていくという制度改正が行われておりまして、税額はどんどん上がっていくと。それに反して喫煙率は想定としては下がっていくだろうということで、それらも加味しながら今後向こう数年間の税額というのを毎年与えられた情報をもとに計算して対応していきたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 地方税収と財産収入のどちらが財政上有利なのかというご質問でございますが、当然地方税は町の基幹財源でございますし、経常的な一般財源でございますので、税収の増が財政力に直接結びついてまいります。財産の貸付収入につきましては、これも一般財源とはいえ、あくまでも臨時的な財源でございますので、財政力には全く反映されない財源でございますので、財政担当といたしましてはやはり地方税収の増加に結びついていくのが一番だろうと考えております。

○委員長（山内昇一君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 防集団地の土地の購入の方と貸し付けの方の現在の状況なんですけ

れども、ことし9月1日現在の率でいきますと土地を購入された方が全体の48%、定期借地、借地を希望された方が52%ということで、若干借地をされた方のほうが上回っているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午前11時54分 休憩

午後1時10分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは、おそろいですから、再開いたします。

歳入1款町税の質疑の途中ですが、産業振興課長より台風10号による水産施設等の被害状況について発言したい旨の申し入れがありますので、許可いたします。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） それでは、お時間をおかりしまして、台風10号によります水産被害の調査状況について報告をさせていただきたいと思えます。

お手元に配付をさせていただきました。先週末で報告を受けた直近の数値、データをきょう午前中に集計させていただいたものを資料として提出をさせていただきました。全体的にはまだ調査が進んでいる過程ではございますので、その点はお含みおきをいただきたいと思います。

現在、施設の被害として報告のありましたのがトータルで55台、内容的にはカキとホタテに被害が及んでございます。全体で55台ということで、本来設置してあります施設トータル300台の中で影響が出たのが18%、55台ということは18%に及んだということでございます。被害額ですけれども、施設の被害として3,526万円、生産物も同様にカキとホタテにそれぞれ影響が出てございます。さらに、その他としてクロソイに一部影響が出てございまして、生産物被害といたしましては5,433万6,000円、施設と合わせまして総額8,959万6,000円という状況でございます。ご報告とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですね。

それでは、1款町税の質疑を続行いたします。

町民税務課長より発言の訂正がありましたので、許可いたします。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 先ほど佐藤宣明委員への回答の中で、差し押さえの回答で、どういった差し押さえがあるのかという部分で私は誤って「給与、年金」と答えてしまいました。実際給与の差し押さえは27年度はございまして、全て預貯金と年金の差し押さえということでございましたので、訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 最初に、町税、税収というものを考える上で、我が町の産業の動向ということを考えなければならないと。そういったことで、今定例会の初日に台風10号による水産物の被害はという質問があったかと思います。そのときに、調査中だということで、わかり次第報告するというお話でありましたが、1週間たちまして、今出てきたわけであります。この調査報告書を見るに、台数からあるいは金額的にはそう多くはないのかなという感じもいたしますけれども、ただ総体で1億円近くの被害をこうむったということでありまして。この金額に対する町の何と申しますか、考え方、どうなっていくのか、その辺の考え方ですね。

それから、その台数なんです、志津川地区の台数はよくわかりませんが、これを見ますと、例えばカキ、歌津36、ホタテ42という数字がありますが、この数字というのはどこから拾った数字なのか、その辺ですね、お話しいただければと思います。

それから、先ほど税務課長、訂正がありまして、私もその給与の差し押さえという話を聞いたもんですから、果たして大丈夫なのかなという感じで、訂正があつて、給与ではなく預貯金ということでありましたので、安心しているところであります。

それから、附表の1ページなんです、これの質問は今やって構いませんか、委員長、よければしたいと思います。

出資金、出捐金、こうあるわけですね。出資金の中で昨年度新規に株式会社まちづくり未来という会社が組織をされまして、実際始まっているんでしょう。状況というのはどうなっておるのか、内容ですね、社員が幾らなのか、社長が誰なのか、どういった事業が今進んでいるのか、その中で役員は誰なのか。全く、やることは聞いておったんですが、もちろん1,000万円の出資をするわけですから、この予算を計上した際には「これからだ」という発言がありまして、説明だったんです、これからだと。「これから」はもう既にとっくに何カ月前の話で、既に進んでいるかと思うんですね。どういう内容で事業を今なされておるのか、具体的な説明をお願いします。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、最初にご質問いただきましたところの水産被害の施設台数の把握の仕方でございますが、歌津のカキとホタテの施設につきましては、これは歌津漁協から報告をいただいたものでございますので、配分されて、地域の中でこの台数分だけそれぞれ生産の計画になっていたものと理解してございます。

○委員長（山内昇一君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） それでは、まちづくり未来に対する出資金につきましてご説明申し上げます。

南三陸まちづくり未来につきましては、昨年度の6月に会社を設立しております。代表取締役社長として三浦洋昭様、専務取締役高橋武一様、そのほか取締役3名、監査役3名、計8名が役員、監査役として就任されております。職員数につきましては、27年度末、28年3月31日現在で2名の方が職員として従事されておられます。

今現在の状況ですが、皆さんご承知のとおり、伊里前地区及び志津川地区に商店街を再建されておられますが、今現在はそちらのほうに注力をされているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 養殖施設の台数ですけれども、漁協からの報告と。実態はわからないんだね。ただ報告というだけですね。そうですか。そうしかないんだと思いますけれども、果たしてこの数字、本当なのかなという感じもするので今質問しているんですけれども。1人でこれぐらいやっているというなら話もわかるんだけれども、全体でというとなん十人の方々がこの台数だけで生活が成り立つのかなという感じがするので。わかりました。

それから、まちづくりの関係ですが、新しい商店街といいますか、そのためにという目的だということはわかっておるんですが、収入というのは、要するにいろんな事業が進んで、そこからテナント料とかそういったものが出ないと収入というのはないと。それまでは社員2人、役員報酬あるかないかは別にしまして、社員を抱えているわけですから給料も出さなければならぬと。その辺の何といいますか、収支のバランスといいますか、心配ないんですかね。足りないからまた町のほうで出してくれませんかみたいな、これは第三セクターみたいな形でやられているわけですけれども、その辺が心配というか、親方日の丸じゃないけれども、町がバックだから何ぼでも使っているんだよなんていう考えはやめてほしいと、株式会社ですから。その辺のところの考え方、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 会社の収支でございますが、基本的には商店街がオープンしてからのテナント料収入というのが基本的な収入になります。商店街オープンまでの間、無収入ということになりますが、こちらの期間に充てる係る経費、会社を運営する経費、人件費やら事務費等含めました会社運営経費、それと商店街を再建する、整備するに当たって必要な自主財源、国からの補助金や金融機関からの融資を考えておられますが、それでは不足するところの自主財源部分につきまして、資本金で対応する必要があるという

ことの判断から出資金を募っておられます。町の出資金としては1,000万円でございますが、これの全体に占める割合としては25%未満でございます。基本的にはテナント入居者さんや商工会さんが一部出されておまして、こちらの資本金の中からそのような無収入期間の会社運営に係る経費を捻出しておられるということでございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 念を押すわけではありませんが、そうしますと、またさらなる町からの支出と
いいですか、なくても大丈夫だということですね。安心いたしました。話をしておきます。
終わります。

○委員長（山内昇一君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、1款町税について質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、13ページから18ページまでの質疑を行います。ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、9款地方交付税、17ページから18ページの質疑を行います。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 地方交付税であります。会計管理者の説明によりますと全体では24.3%の伸びであるというお話です。ただ、これは、震災特交、これを合わせた分だろうと思うわけ
でございます。そして、普通交付税と特別交付税を合わせた額が前年度と比較して逆に1%の
減になっておるといふ状況でございます。それで、震災前の平成22年度の構成割合という
と大体45%ぐらい、そういう割合で交付税が交付されてきたという形がございます。それで、
現在、震災復興事業が相当入っておりますので、分母が相当大きくなってございますが、通
常ベース、いわゆる復興関連以外、通常ベースに戻した場合、どれぐらいの割合なのかなど
考えるものであります。その辺わかりましたらお伺いいたします。

それから、特別交付税でございますが、これは平成22年度で3億2,700万円ぐらい、23年度
は28億円と、何か特別な感じがあったんでしょうが、それ以降、2億5,000万円、2億3,000
万円、1億9,000万円、27年度は2億2,000万円と若干ふえておりますけれども、全体的に落
ちておるといふ感じもいたします。それで、現在の特別地方交付税、いわゆる特殊財政事情
というか、どういふものがこの特交の交付の網にかかる、主なもので結構でございますか
ら、大きなものですね、そういうものがございましたらお伺いいたします。

それから、総務課長は以前から、昨年の国勢調査、国調の形の結果を踏まえて、いわゆる将
来的にはずっとはいかないんだというお話を伺っていますが、どの段階、何年後ぐらいから

人口減の緩和が外れて通常というか、正規の人口動態にみなした交付の形になるのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 大きく3点のご質問だと思いますので、順を追ってご説明申し上げたいと思います。

まず普通交付税のシェアでございますが、通常の予算規模が大体75億円から80億円ぐらいで本当は推移するはずでございますので、そういたしますと財政状況は大きく変動する形ではございませんので、通常ベースにすればやはり佐藤委員お話しのとおり45%程度、5割近くが普通交付税のシェアなんだろうと考えてございます。

また、いわゆる特交要因でございますけれども、震災前は例えば海浜センターの運営経費等、これは独自の経費でございますので、そういったものが震災特交要因としてございましたけれども、昨今、やはり災害復旧費が発生するか否かに応じてかなり多寡がございますし、あとは病院の経費で救急病棟の運営経費等がルール上入ってまいります。したがって、ルール外の積算部分はなかなか目に見えない部分がございますので、余り特交の伸び代に関しましては期待を持つことは難しいだろうと思っております。

最後に、人口緩和の部分での経費の算入の関係でございますが、普通交付税においては、合併後、一番交付額が大きかった時代が平成25年、37億3,500万円がピークでございました。27年度決算で35億900万円ほどでございますが、この基礎数値の大もととなる国勢調査人口、これは平成22年度国調を平成27年まで用いております。人口1万7,429人という測定単位でございますので、交付税上、主に大体8割ぐらいの算定方法を用いられた内容でございます。

ご承知のとおり、平成27年度国調では1万2,375人でございますので、5,054人、人口が減りました。マイナスの29%でございます。このままの数値で本算を迎えますとやはり5億円から10億円の単位で減収が見込まれるということもありまして、算定前、2年ほど前から総務省ないし復興庁のほうに算定の特例をお願いしてまいりました。ことし1月に算定方法の特例が2通り認められまして、まず1点目が、いわゆる平成12年と同様でございますけれども、国勢調査人口の特例ということで、三宅村特例、これは国勢調査人口を住民基本台帳ベースの人口ベースに引き上げる特例措置でございます。

ただ、これだけでは津波被災地とか原発被災地での算定にはとてもじゃないがかついでいかなないということで、プラスして津波被災団体への人口急減補正が図られました。この内容が平成22年国調人口の最大で10%までしか減少させないという内容でございますので、1万

2,375人が27年度国調人口でございますが、1万5,686人まで、その人口が今後5カ年間は存している、維持されているとみなされた算定方法が用いられることになりました。

平成28年度8月を過ぎまして本算が終わっておりまして、本年度の額もとりあえず確定してございます。本年度は34億3,000万円ほどの額で確定してございますので、27年度と比較いたしますと、結果、約8,000万円の減収で済んでございます。マイナス2.3%でございます。こういった傾向は今後5カ年間継続してまいります、平成32年まで。

大きく普通交付税の額に影響は恐らく及ぼさないだろうとは見越してございますが、ただ、あわせて合併特例の算定替え、これが基本の10カ年の算定替えが27年度で終了いたしました。今後5カ年間かけまして、いわゆる旧志津川町分、旧歌津町分の算定を合算した額、当然一本算定よりこちらのほうが経費的には上回りますので、交付税の額も多うございます。その額がおおむね3億円、本年度においても追加で交付されておりますが、いずれこの3億円については徐々に目減りしてまいりますので、平成33年、正式に一本算定になった段階では当然3億円から5億円の範囲内で減額されるだろうと見越してございますので、この5カ年かけまして、次の5カ年後はこの特例措置は恐らく期待できないと思っておりますので、財政計画をしっかりと立てまして、今後の財政運営に役立てていかなければいけないだろうとは考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 よくわかりました。当分は特例というか、そういう形で、そうそうがたがたと落ちてはいかないというお話のようでございます。ただ、5カ年というか、将来的には3億円から5億円ですか、そういう額が落ちていくという形のようでございます。

したがって、私言いたいのは、とにかく交付税が相当占めるわけですね、45%と、50%近くあるわけでございます。したがって、どこの自治体も同じなんでしょうが、現在の自治体行政の中ではやはり交付税が落ちていけば相当自治体運営というのは窮地に陥るわけでございます、特に復興・創生期間ですか、5年後に終わるわけでございます。そういう段階では相当財源的には厳しいものになるだろうという思いをしておるわけでございます、総務課長、立場として、財政シミュレーションというか、そういうものをしかと立てて、そういうときのために、年々そういう心配り、目配りをしながら行政運営に当たっていただきたいと思っております。終わります。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） この5カ年間を駆けまして、しっかりした中・長期の財政計画を立

てて財政運営を行ってまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、17ページから22ページまでの質疑を行います。及川幸子委員。

○及川幸子委員 2点ほどお伺いいたします。

17、18ページから、11款分担金及び負担金の中で、児童福祉費負担金の中で保育料の不納欠損額が出ております、62万8,300円。それが附表の13ページには保育料の額が96万2,500円出ておりますけれども、この中の96万円、過年度分だと思っておりますけれども、不納欠損額、この額96万2,500円と違うのは、震災前の額とそれから24年、震災後からの額が若干入れ込みがあるのか、その辺お伺いいたします。

それから、21ページ、22ページの手数料の関係で2項2節の清掃手数料です。この手数料の中なんですけれども、予算額より調定額が多くなっていますけれども、その要因はこの備考の中で、ごみ処理手数料、し尿処理、4項あるんですけれども、この中のどれの範囲なのか、その要因は何だったのかお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、私からは保育料の未収入額につきまして、表の見方を含めて説明を申し上げたいと思います。決算附表の12ページをごらんになっていただいたほうがわかりやすいかと思います。

現年度分、過年度分におきまして、調定額というのはいわゆる収納されるべき額です。収入済額は当然に入った金額でございます。欠損処分額のにつきましては、先ほど町民税務課長からお話がありましたとおり、一定程度の収納、それから相談等もしながら、資産がなくなったり居所不明になったりですとかそういった形で、もうこれ以上徴収することができないといった部分を処分した分でございます。調定額から収入済額、欠損処分額を引いた残りが収入未済ということで、こちらが翌年度の滞納繰り越しという形になってございます。

ちなみに、不納欠損処分につきましては、平成11年度、13年度、14年度分の25件で合計62万8,300円といった状況になってございます。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 調定額のほうが予算額よりもちょっと多くなっているというところがございますけれども、ごみ処理手数料、毎年ですけれども、どれぐらいごみが出てく

るのか、そういったところというのはなかなか難しいところがございますので、大体予測として予算は組んでおりますけれども、27年の場合は燃えるごみの搬出量が予想よりも多かったということがございまして、その部分で手数料がふえているというところがございます。

あとは、し尿収集手数料、これもある程度毎年の数値から予算を組んでおりましたけれども、こちらもやや前年度よりもふえていたということでございまして、最終的に調定額が予算額を超えてしまったということでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 この保育料につきましては、不納欠損額、ここでおろせば震災後からの滞納繰り越しになって、古い分はなくなる、25件で古い分はなくなるという解釈でよろしいでしょうか、落した分については。

それから、ごみ収集の関係につきましては、ごみの収集率が多くなったということなんですけれども、これは残滓と申しますか、燃えるごみでなくて、そういう仕分けしたためにその分がふえたという解釈でよろしいでしょうか。そうであれば、手数料が多くなったということの解釈でよろしいでしょうかね。

それから、し尿処理のほうは、これは手数料として、合併浄化槽を通さない個人の合併浄化槽の手数料と解してよろしいでしょうか、その辺伺います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 欠損処分につきましては、先ほど申し上げました平成11年度、13年度、14年度分でございます、現在未収になっております111万4,000円ほどにつきましては、平成14年度分も一部ありますので、それ以降の未納分ということになります。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） ごみ処理手数料につきましては、50キロまでが308円ということで、個人で持ち込まれる料金ですとか、それから事業者さんが回収事業者さんと契約しているごみをクリーンセンターに持ってくるというところでの手数料となっております。

それから、し尿収集手数料は、一般のご家庭の方が浄化槽の清掃点検をやる事業者さんと契約を結んで、それでし尿を持っていってもらうときに支払うというような手数料になってございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、これから防集団地なんかもふえてきて、合併浄化槽もふえてくるわけですけれども、これからはこの2,300万円がどんどんふえてくる可能性がこれからは出て

くるわけですね。

それから、保育料については、今後も話し合いによっては不納欠損に至るということが出てくる可能性もあると解してよろしいでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在未収となっております111万円ほどにつきましては、世帯が限定されておりまして、数世帯分ということでございます。滞納部分につきましては町税等と関連している世帯も多いことから、町民税務課と連携を持ちながら、また指導等を仰ぎながら縮小に努めてまいりたいと思います。当然に今後において欠損処分といった事例も生じる可能性はあります。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） これから合併浄化槽がたくさんふえてくると思いますので、そういうところでの手数料は今後もふえてくるかと思います。

○委員長（山内昇一君） そのほか質疑ございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 済みません、何度も立ちまして。

保健福祉課長、保育料の不納欠損額、この不納欠損に落としたというのは、地方税法、いわゆる税と準拠するような形でございますか。ということは、執行停止をかけておったと、時効が成立したと。わかりました。

次に、19ページの土木使用料でございます。公営住宅の使用料でございます。住宅そのものと駐車場という形で、収入未済が住宅で1,400何がし、駐車場で146万円という形でございます。先般の6月定例会でいわゆる債権放棄しましたね。それを差し引きますと318万円ほどが収入未済という形で残るようでございます。この残った分というのは、いわゆる債権放棄した形から震災後の部分の使用料なのか、そう解釈してよろしいのか。

一番問題は、災害公営住宅供用開始というか、もう入居して住んでおられます。そこで、新しくできました災害公営住宅に入居した方でこの収入未済にかかわる方々がおるのかどうか、その辺伺います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 8番委員おっしゃるとおりでございまして、震災前の部分については不納処理をさせていただきたいと考えてございまして、残りの318万円ほどは震災以降の分でございます。

それから、収入未済額の中に災害公営住宅の入居者の分は含まれているかというご質問でござ

ございますけれども、含まれております。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 ございませんという回答なのかなと思っておりましたら、どれくらいあるんでしょうかね、この318万円の中で占める割合。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3分の1程度だと思います。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 3分の1といたしますと約100万円ちょっとですかね。現在でそういう数字でございますね。したがって、今後どんどんと災害公営住宅、現在進行形でございますが、私も入居する一人でございますが、どんどん入居してまいります。したがって、現在でこういう状況で、果たして災害公営住宅が全て整備されて入居された暁にはこういう現象がもっと顕著になってくるのではなかろうかと危惧するわけでございます。したがって、いずれ公社のほうにその徴収というか、収納は委託するんでしょうけれども、相当目配り、気配りというか、そういうものを徹底していかないと、先ほどの税ではございませんが、どんどん膨れ上がってまいるような感じがいたします。その辺の課長の考えはどうでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おっしゃるとおりでございます。これまで家賃を納めたことがない方が入居するわけでございますから、どうしても最初の1カ月2カ月納め忘れたということがたまに見受けられます。多分そういうのが原因で滞納が続いていくんだろということでございますので、やはり最初の3カ月はしっかり個別に対応していきたいと考えておりますし、それと各自治体も住宅料の未納ということで大変悩んでいるようでございます。いずれこれまでは督促状を送付してそれで納めていただくというのが通常でございますが、基本的には電話、それから面談をすると収納率が上がるというデータもございますので、いずれ震災前もやっていたかと思うんですが、一定期間、職員、それから公社、二者でそれぞれ滞納のご家庭をご訪問させていただきまして、納入方をお願いするということになるかとは思っています。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 わかりました。忘れた程度ならばまず大丈夫なんでしょうけれども、いずれ心配なのは、公社に委託する、町はタッチしない、そういうのが一番おっかないわけでございまして、どっぴりと町もかかわって、この数字が累増していかないような一つの基本的な構

え、今から準備をもってやっていただきたい。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、前者に引き続きまして、私も町営住宅の駐車場の関係です。

議案でも話しましたが、結局、高齢者の人たちが、公営住宅の入居となりますと高齢者の人たちが多く入ります。これからどんどん東地区、この沼田も出てきますと40%の人が高齢者、年金暮らしの人たちが多くなりますと、家賃もそうなんですけれども、駐車場の未納もどんどんふえてくるわけです。公社に委託していますから、電話だの、債権取り立てについては紙切れ1枚じゃなくて、やはり顔の見える徴収方を努力していくべきだと思うんです。職員の人に顔を出されると、ああ払わなきゃない、忘れたとか気づきがあるんですけども、電話と通知だけですと顔が見えないので、どうしても納め忘れてしまう。先月、1カ月たつのが早いもんで、高齢者の人たちは払ったか払わないか忘れている人たちも多くなりますので、そういうところを遺漏のないように、専門の臨時職員でも頼んでもいいですから、専門に足を運んでいただく工夫をしてもらいたいのが1つです。

それから、料金の関係ですけれども、駐車料金の関係ですけれども、一律と議案の中でも申し上げましたけれども、やはり弱者の人たち、年金暮らしの人たちが多く入っているので、皆情報社会なので、そっちが1,600円、こっちはおらほで1,200円だとか、そっちが1,000円だとかというと、高いの安いのと、人ですから、そういう比べ方が出てくるわけですね。そういう観点からも、そしてまた年金暮らしの人たちがいますので、こういう累積を積まないためにも安いほうの金額で一律にするという方法もいかなものかなと思っております。そういう考えがあるのかないのかお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住宅料の未納対策ですけれども、ある市でいろんな取り組みをしております、紙の督促ですとそれに答えるのが大体1割前後、電話をしていくとそれが4割程度まで上がるというデータもございます。そこは民間の会社をお願いをして、土日、夜それぞれ電話をしていただいたという結果で4割まで改善されたという事例もございますので、基本的には紙、それから電話、それから面談という順序になるかと思っております。

それから、駐車料金でございますけれども、条例の議案の中でもご説明したとおり、本来であれば近隣の駐車場の料金を基本とするという制度になってございます。しかしながら、現在、町内では駐車場の市場が全くできていないという状況でございますので、基本的には土地の価格、それから工事費を勘案して決定せざるを得ないという状況になるかと思っております。

志津川と歌津で土地の価格が同じかというのと、これまで宅地の買い上げ等々で多分ご存じだと思いますが、基本的には地価は違いますので、そこはある程度差が出るのはやむを得ないかなと考えております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから36ページまでの質疑を行います。どうぞ。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで、35ページから48ページまでの質疑を行います。質疑ございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 委員長、確認しますが、15款から20款までですか。

○委員長（山内昇一君） そうです、35ページから48ページまで。

○佐藤宣明委員 ページ数は36ページでございます。ここに利子及び配当金、利子関係ございます。財政調整基金利子から始まって震災復興基金利子まで各項目の利子があるわけでございますが、この中でお伺いしたいのは合併復興基金利子、前年度が33万2,000円ほどだったんです。本年度は57万4,000円と非常に、どういう積み立てをして利子を得たのかわかりませんが、相当の伸びになっておると。それで附表を見ますと、前年度もちょこっと触れましたが、国債運用、財調はないようですが、合併復興基金に国債という記載がございます。どういう運用をなされてこれだけの利子を得たのかお伺いいたします。

それから、一番下欄の震災復興基金利子、これは前年なかったんですね。なぜかというのと、この復興基金というか、復興交付金も含めてですが、いわゆるこの種については利子なしの通帳だということ、利子は基本的にはつかないというご回答でございましたが、本年度は13万266円という利子がついておるようでございます。その辺の事情というか、内容的なものをお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） 基金の利子でございますが、合併復興基金、27年度57万4,000円、26年度が33万2,000円ですか、二十四、五万円ほど多くなっておるんですが、国債運用の絡みで27年度は大きくなったという形でございます、4億円を国債運用したということで、利率が0.1%ということになって年間40万円という形の利子がつきます。26年度で

すので、27年2月に20万円の利子がついたということでございます。利子がふえたのはその国債運用の絡みということでございます。

それから、震災復興基金、これは26年度までは決済預金ということで、利子のつかない通帳で運用していましたが、これは要するに震災復興絡みの寄附金を積み立てた部分でありますので、これはあえて決済預金で管理する必要はないだろうと、普通預金でよろしいんじゃないかということで、27年度に決済預金から普通預金に切りかえて利子が発生したという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 管理者、今、27年2月に20万円つたとおっしゃいましたね。27年2月ですか。27年2月であれば26年度分ということになるんじゃないですか。その辺もう少し明確にお話してください。

それから、震災復興基金利子ですか、そうするとこれまでは利子なし通帳で運営してきたが、本来は利子がついたんだと。最初から利子がつくものだったんですか。その辺の経緯というか、どうなんですか。いわゆる利子がつくべきものを、通帳を管理しておいて利子を得られなかったということなんじゃないかな。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） 大変失礼いたしました。国債の関係ですけれども、27年度の分ですので、27年8月15日に20万円と28年2月15日に20万円で、27年度計40万円の国債の利子がついたということでございます。

震災復興基金でございますけれども、復興交付金基金、国からの分と地域復興基金、県からの分ということ、こちらはいまだに決済預金で利子のつかない通帳で管理してございますが、当初そういった国の復興交付金、県の地域復興基金とあわせて震災関連の基金については全て利子のつかない決済預金という形ですずっと来たわけなんです、そこで今申し上げました震災復興基金については寄附をいただいた町独自で管理している基金だろうということで、これはあえてここまで決済預金にしなくてもいいのではないかという部分での協議をいたしまして、じゃよかろうと、普通預金で管理しようという部分での内部協議を経まして27年度に普通預金の管理に切りかえたということでございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 国債の運用ですが、昨年の回答ですと「今後は改める」と。いいんですよ、利子がどんどん発生するならば国債運用でも何でもそういう形がよろしいのではなかろうか

と思うんです。今後のいわゆる莫大な基金の管理上、そういう積み立てのあり方、運用のあり方というのはどう考えておるか。

それから、そうすると、これまでも本当は利子が発生する通帳でもよかったんだが、いわゆる自重して、震災復興の寄附金だからそれを蓄えて利子をもろうというのはちょっと遠慮すべきというか、そういう観点から今までそういう管理をしてきたのかどうか、その辺。

○委員長（山内昇一君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） 国債については、今この合併復興基金の国債も実はことし8月が満期償還で、実はこれは継続しないで、この8月、28年度をもって国債の管理はやめました。全て定期預金のほうに切りかえております。と申しますのは、そういった運用の有利さがもうなくなったということで、ことし8月をもってこの合併復興基金の国債も償還をしております。

その基金ですが、震災復興基金、遠慮していたということでもないんですが、震災当時の復興交付金と地域復興交付基金、全て同一扱いという部分で、ある程度機械的に処理していた部分があるかと思うんですが、それを今年度改めて考え直して、そういった寄附金、震災復興の寄附でいただいたものについては町独自の管理の仕方でもいいんじゃないかということで切りかえたということでございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 35ページの財産収入の中から土地建物の貸付収入であります。昨年、26年度は1,000万円ほどだったんですが、500万円強ぐらいふえているんですが、この貸し付け先、未収分は、収入未済の分は過年度分の21万6,000円ということですが、この過年度分というのは震災の前なのか、あるいは震災なってからなのか、その辺あたりですね。

それと、41ページの雑入1節で学校給食費の雑入であります。ここも収入未済300万円強残っているわけですが、この附表を見ますと過年度分の積み重ねといいますか、固定化、ある程度金額が類似しているんですが、固定化になっているのかなという懸念を持つんですが、いかがでしょうか。

それから、44ページの諸収入4節農林水産業費雑入の中で、二酸化炭素吸収量売払収入、これが相当激減しているんですが、そのわけをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 少々お待ちください。暫時休憩をします。再開は2時25分。

午後2時11分 休憩

午後2時25分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは再開いたします。

高橋兼次委員への答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、35ページ、36ページの土地貸付収入の収入未済額21万6,000円でございますけれども、これにつきましては震災前のものございまして、箇所は袖浜漁港の背後地に町有地がございます。その町有地を駐車場としてお貸ししていたものございまして、震災により双方被害を、流失をしたということで、それぞれ個人の特定、それから金額の特定ができないものですから、未収という形で計上させていただいているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 私からは、土地の貸付収入1,532万円についての詳細説明をさせていただきます。

この土地の貸し付けにつきましては、防集の低地部で買い上げた土地を、復興事業で多くの建設会社なりが入っているわけなんですけれども、その資材置き場として主に貸し付けしております。箇所数にしては102カ所ございます。それと附表の161ページに(8)で防災集団移転の促進事業に係る土地貸付収入ということで、歌津、志津川、戸倉、3地区合わせまして121カ所を防集の高台移転用地として貸し付けしているのが主な収入でございます。

建物収入につきましては、病院内のコンビニ外3カ所の建物に対して建物貸付収入を得ております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、給食費の未納ということでご質問がございましたので、ご説明申し上げます。

実は手元に名寄せしたものがございまして、委員の固定化しているのではないかとということに厳密にお答えすることはできないんですけれども、未納されている保護者の数で申し上げますと平成22年度までの分で18名、24年度で5名、25年度7名、26年度7名、27年度12名ということでございます。担当からは、どうしてもやはり未納される方、学年が進んでも未納されるというケースがございますので、委員のご指摘のとおり、一定の固定化はあるのかなとは思っております。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 決算書44ページの農林水産業費の雑入、二酸化炭素吸収

売払収入でございます。平成27年度につきましては、合わせまして30CO₂トンということで、1CO₂当たり1万円ということでございまして、今年度は32万4,000円となっている状況でございます。そして、昨年度は全部で870トンということで、およそ900万円ほどございました。それで、震災後、順調にこちらの売り払いの収入もございましたけれども、昨年度からなかなか、ある電話会社が入っているんですけれども、そちらでグッズ販売などによって収入を得ておったわけなんですけれども、それが少しずつなかなか売れなくなっている状況にあるということで、大幅に減額なっている状況でございます。こちらのフォレストックと、あとは別にJ-クレジットという制度がございまして、大体同じような内容なんですけれども、J-クレジットのほうは環境省などの国が運営している制度でございまして、どちらかというところこちらのほうにシフトしてきている団体が多いようでございます。したがって、フォレストックの認証制度がたしか来年度までの認証期間だったと思います。5年なんですけれども、そのちょうど切りかえに合わせて、J-クレジットも念頭に入れまして、その辺も考慮していきたいなと考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1つ目からですが、そうすると未済分は、これはもう債権放棄したということなんですか。するんですか。誰に貸したかわからないということだから、いつまでもそのままにしておくわけでもない、取る当てがないということなんでしょうから、それがいつの時期になるのかですね。

それから、貸し付け、ここの161ページを見れば大体わかるんですが、貸し付けの貸付料はやはり固定資産税を基本にやっているわけですね。病院等のコンビニの分はどのような形で貸し付けているのか、その辺。

それから、学校給食であります。大分年々ふえているようではありますが、私も実は大分前に学校給食の審議員なんていうものも経験したことがあるんですが、やはり一所懸命、子供のためだということで支払いに一生懸命になっている人もあれば、何年か払わないでそのままにしておく「なに払わなくてもいいんだ」みたいな、そういう感覚を、人間ですから、持ち得る人も出てくるんですね。ですから、そうなってくると、保護者だけのやりとりになればいいんだけど、これが子供たちにまで行って、子供たちで話題になってしまうというんな問題、影響を残すわけですよ。ですから、その辺あたりの指導もこれからきちっとやって理解をいただいて、できるだけ義務を果たすようにやっていくべきだなと、つくづくそう思っているところであります。

それから、二酸化炭素の件であります。そうするとあと1年で切り替え時期が来るので、違う制度の方向に移行していくという形をとるようなさっきの説明だったんだけど、それでよろしいですか。そっちのほうが都合がいいとか、収入の度合いが高いとか、そういう可能性は秘めているんですかね。

○委員長（山内昇一君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 土地の貸付使用料なんです。これにつきましては、高橋議員おっしゃいましたとおり、一応国から一つの考え方というのが出ていまして、防集で買った土地の貸付料につきましては固定資産税相当額とするということでの通知をいただいておりますので、固定資産税相当額ということで大体1.4%で計算しております。

次に、病院内のコンビニの部分の貸付料でございますが、この価格につきましては、病院のコンビニがある場所の建物1平方メートル当たりの建築費単価を算出しまして、それに南三陸町の財産の交換譲与、無償貸し付けに関する条例の中で定めております建物価格の10.8%、これを貸付料とするというのが条例で明確にされていますので、この率に基づいて貸付料を算定しております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 滞納があるということをお子に悟られないようにといたしますのはまさに委員おっしゃるとおりでございますので、今後ともその辺は十分気をつけながら、ただし払わなくていいということではございませんので、鋭意しっかりと徴収に職員一丸となってやりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 二酸化炭素の売払収入でございますけれども、これまでも購入いただいているところにはさらにお願ひする形で進めてまいりたいと思いますし、それから、ちょうどその認証の切り替えの時期に当たりましては、たしか登米市などではJ-クレジットを採用しているようでございますので、そういった近隣市町村の情報なども取り入れながら、より多く買っていただける制度のほうに切り替えを検討してまいりたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 41ページ、19款3項1目2節民生費貸付収入、この中で収入未済が870万円ほどあるわけですが、この内容と、一体どういう中身のものなのか、なぜ未済になっているのか、それから今後の対応、それらについて説明をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 災害援護資金の貸し付けによる未収入の部分についての説明をさせていただきたいと思います。

災害援護資金につきましては、震災以降現在まで126件の貸し付けをいたしてございます。貸付金につきましては最大8年据え置きの13年償還ということでありまして、ただ中にはそんなに据え置きがあると忘れて払えなくなるといったことで、独自に償還計画をつくって前倒しで納めていただいているといった実情でございます。現在、その前倒しの資金計画の中で今年度までに未納の部分が870万円ほどあるといった状況でございます。

なお、災害援護資金の貸し付けにつきましては、震災直後から保証人なしで貸し付けをなささいといったこともありましたので、国・県の指導に沿って貸し付けを行ってきたところでございますが、昨年の決算議会でも質問がありましてとおり、焦げつくことも想定されますので、本日も県で担当課長会議ということで説明会がなされておりますので、今後も国・県の指導等にのっとりましてこの未収がなくなるように努めてまいりたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 126件の内容のようですが、今後もこれらの貸し付けが行われるものなのか。それから、この内容については、当町だけじゃなくて各町村にもかなりおくれがあるように新聞などでも言っております。それで今後の対応についてはどうするんだということをお伺いしたわけです。県と協議をしながらということではありますが、なかなか、保証人もないという内容のもので、大変だなという感がするわけですが、その辺について今後の、これで終わりなのか、まだこれがどんどん貸し付けが多くなるのか、もう一度その辺について伺いをしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今年度の貸し付け予定につきましては、予算上は8,000万円ほど予算化してございますが、現在のところまだ2件でしたか、今年度に入って上半期2件といった状況でございますので、だんだん減ってくるのだろうと推測をしているところでございます。

なお、未償還の部分につきましては、ご指摘がありましたとおり、今後においても国・県の指導等仰ぎながら、収納していただくように説明をしてみたいと思っておりますし、個人についてもこういった状況で未納額ありますよといった通知をお送りして、現況調査なども行いながら未収を回収できるように頑張っていきたいと思っております。

- 委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。及川幸子委員。
- 及川幸子委員 1ページ聞き忘れたことがあるので、1ページさかのぼって、委員長、いかがでしょうか。42ページ、43ページからなんですけれども。
- 委員長（山内昇一君） 及川委員、後で関連のときお話しできませんか。
- 及川幸子委員 それでは44ページに入ります。雑入なんですけれども、ここで衛生費雑入、45ページの衛生費雑入の中で検診の一部徴収金が入っておりますけれども、この中で結果としてかなりの人数の人が受診されております。乳がん検診、子宮がん検診、胃がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、それぞれ多くの方が受診されておりますけれども、この人たちの検診の結果、2次検診まで行かれている人が何パーセントいるのか。昨年よりも受けた方が少ないようなんですけれども、金額から追って行ってですね。一部徴収金の金額から追っていくと昨年より徴収額が少なくなっておりますけれども、その辺の伸び、受けた人が少なくなっているのか、そしてまた2次検診の結果がどのように推移しているのかお伺いいたします。
- 委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（三浦 浩君） 決算附表の69、70ページほどに、歳出の部分のお話になるのかと思いますが、健康診査等の受診者の状況等を記載してございます。個々には調べておりませんが、全体で総じて昨年より1割程度、10%に満たないんですけれども、1割程度受診者は逆にふえている状況でございます。収入が上がらないのは料金を見直しした影響でございますので、その辺はご理解をよろしくお願いしたいと思います。
- なお、2次検診の状況につきましては、各個別の状況についてちょっと手元には資料をそろえてございません。どれぐらいの人が2次検診に行っているかという率につきましても、それぞれの検診で2次検診があるものと全くないものもございますので、すべからく数字として出せるものではありませんので、申しわけないですが、ご了承願いたいと思います。
- 委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。
- 及川幸子委員 金額がおりた分は、免除の分も金額がそれでおりましたということで了解しました。この件については歳出でもう一度聞きますので、わかる範囲でその辺はお願いいたします。以上、終わります。
- 委員長（山内昇一君） そのほかございませんか。小野寺久幸委員。
- 小野寺久幸委員 44ページ、上のほうに介護職員初任者研修受講者負担金とあります。最近言われていますけれども、いわゆる介護にかかわる人材不足等も言われていますけれども、この金額がちょっと小さいのではないかと思いますけれども、予定していた人数が研修を受け

られたのか、それから今町内の施設で職員不足で受け入れができないというところがあるのかどうか、介護現場での影響がどのようになっているかお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 初任者研修の自己負担分の件につきましては18名分ということでございます。

それから、介護施設の不足状況ということにつきましては、昨年来ずっといろいろな形で質問がなされているところでございますが、町といたしましてもそういったことを解消するために、人材を雇った場合の奨励金を出すといったことで、6月議会でも議決をいただきましたので、そういった形で人材の不足解消策として努めているところでございます。事業所の奨励金につきましては1カ所申請がありました。それから、新規採用の職員につきまして、今のところまだ申請がございません。

今後においても、こういった制度を立ち上げましたので、広く事業所のほうに紹介をしながらそういった状況を解消していきたいと思っておりますし、昨日の補正予算でも議決いただいたとおり、介護用ベッドの事業等もございますので、いろんな方面で介護職員の負担が軽減されるような措置を講じてまいりたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出の審査に入ります。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、1款議会費、49ページから50ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、私から議会費を説明させていただきます。

ただいま委員長がお話ししたように49ページ、50ページですけれども、平成27年度の支出済額が1億8,068万1,000円ほどとなっており、昨年度と比較いたしまして270万円ほど増となっております。予算の執行率は99.2%となっております。議会費の増となった主な要因であります。4節共済費、議員共済会負担金が増額となったものがその理由となっております。

平成27年度の議会の開催状況でございますが、定例会、臨時会合わせて11回、会議日数30日、議案審議210件、一般質問につきましては26人50件となっております。

なお、委員会の活動状況、視察等の受け入れにつきましては、決算附表の22ページから24ページをご参照いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 議会事務局長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費……。 （「委員長」の声あり）三浦清人委員。

○三浦清人委員 区切りのいいところでありますので、延会の動議と言うと大げさになりますから、ご配慮よろしくお願いします。

○委員長（山内昇一君） 少々お待ちください。

お諮りします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明日午前10時から再開することとします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明13日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することとします。

本日はこれをもって延会とします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時52分 延会